

## 立教大学図書館利用方法

### (利用資格)

1. 利用できる者は、埼玉大学の教職員、大学院学生及び学部学生で埼玉大学の教職員証又は学生証を所持している方のみです。

### (サービス内容)

2. サービス内容は、館内閲覧、複写サービス及び館外貸出です。レファレンスサービス、館内備付け又は貸出 PC 利用、AV ブース、AV ルーム利用等はありません。

### (利用できる施設)

3. 利用できる施設は、大学図書館（池袋図書館・新座図書館）のみとします。新座保存書庫の直接利用は出来ません。

### (利用できる日時)

4. 利用できる日時は、立教大学図書館の定めるカレンダー及び利用時間のとおりです。但し、試験期間（7月・1月）は利用できません。

### (利用可能な資料の範囲)

5. 利用可能な資料の範囲は、立教大学 OPAC で検索可能な資料のうち、次の各号に該当する資料を除いたものとします。(OPAC で「自動書庫」所蔵の資料は係員を介して提供します)。
  - ①貴重書、準貴重書またはそれに準ずる資料
  - ②AV 資料
  - ③立教大学図書館が利用不相当と認めた資料

### (利用手続)

6. 利用者は、次の各号に定める手続に従って、立教大学図書館をご利用ください。
  - (1)立教大学図書館入館の際には、教職員証又は学生証を入口の受付係員に提示の上、入館願にご記入ください。また、在館時は受付で配布されたストラップを着用してください。
  - (2)館外貸出を希望する方、継続して入館を希望する方に図書館協定利用証を発行しますので、カウンターに立教大学図書館利用申請書を提出し、勤務員証又は学生証を提示してください。その際に、住所が確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）の提示が必要です。

- (3)前号の図書館協定利用証を受け取った後の立教大学図書館への入館は図書館協定利用証のみで可能ですが、必ず勤務員証又は学生証を携行してください。
- (4)図書館協定利用証を紛失した場合は、図書館カウンターで再発行の手続きが必要です。また、再発行の手数料として500円が必要となります。

(利用者の義務)

- 7.利用者は次の各号に定める義務を負うものとします。
- (1)立教大学図書館利用通則を遵守しなければなりません。
- (2)利用中の資料を紛失または汚破損し、あるいは備品、施設等に損害を与えた場合には、利用者はその損害を補償する義務を負うものとします。
- (3)複写によって生ずる著作権法上の責任は、利用者が負うものとします。

(利用制限)

- 8.立教大学図書館は、利用者が前項に定める利用者の義務その他立教大学図書館が定める規定に違反する場合には、利用の制限又は取消をすることがあります。また、立教大学図書館は、利用者の利用の制限または取消をしたときには、速やかに埼玉大学図書館に通知します。

立教大学図書館

池袋図書館 利用支援課

〒171-8501 豊島区西池袋 3-34-1

TEL03 (3985) 2628. FAX03 (3985) 2819

新座図書館 新座図書館運営課

〒352-8558 新座市北野 1-2-26

TEL048 (471) 7119, FAX048 (471) 7159